宗像都市計画地区計画の変更（宗像市決定）

都市計画宗像中央公園地区計画を次のように変更する。

名　　称		宗　像　中　央　公　園　地　区　計　画
位　　置		宗像市稲元字須恵裏、宮ノ裏、菅ヶ裏及び須恵字クヒノ浦、岸元、的野の一部
面　　積		約８.６ha
地区計画の目標		本地区は、JR鹿児島本線赤間駅から北西へ約１．５キロメートルに位置し、老人福祉センター、小学校、地区公園などの公共施設が集合する地域である。 本市の介護保険事業計画に基づく高齢者福祉関係サービスの実施にあたり、地区計画を定めることによって、市民の健康づくり・福祉の向上とともに、周辺の住環境と調和のとれた施設の誘導を図る。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	隣接する低層専用住宅地と調和のとれた街づくりを図るため、良好な環境の公共公益施設の集合地域としての土地利用を推進する。
	地区施設の整備方針	区域内の各施設へのアクセスを円滑にするため、道路を整備する。
	建築物等の整備の方針	公共公益施設の集合地域としての環境を保全するため、建築物の用途の制限を設定する。

<table>
<tr><td colspan="3">地区整備計画区域の面積</td><td colspan="3">約８.６ha</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地区整備計画</td><td colspan="2" rowspan="2">地区施設の配置
及び規模</td><td rowspan="2">道路</td><td>幅員</td><td>６ｍ</td></tr>
<tr><td>延長</td><td>約１８０ｍ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物等に関する事項</td><td>建築物等の用途の制限</td><td colspan="2">次の各号に掲げる建築物及びこれに付属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。
1　学校
2　老人福祉センター
3　都市公園法に規定する公園施設
4　老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム（有料老人ホームは、介護保険法に規定する地域密着型特定施設とする。）
5　老人福祉法に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行うための施設
6　老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行うために共同生活を営む住居
7　学童保育所</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="3">用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。
また、この地区整備計画が決定された際、現に存する建築物又は建築物の部分が当該規定に適合しない場合において、当該建築物又は建築物の部分を、次に定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合、当該規定は適用しない。
１．増改築後の当該規定に適合しない部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
２．増改築後の当該規定に適合しない原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量の合計が、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の 1.2 倍を超えないこと。
３．大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、これらの修繕又は模様替えのすべてとする。</td></tr>
</table>

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」